

社會政策本質論争の現段階

大陽寺順一

本稿は戦後日本の社會政策本質論争における主要な係争點を展望するとともに、筆者なりに摸索する本質論の基本方向だけでも暗示しようとする覺書きである。資料入手の關係で、本稿にはすべての論争登場者をあますところなく網羅しえなかつたが、少くとも戦後十餘年にわたる本質論争の代表作のみはほぼ言及しえたはずである。行論の順序は、本質論争の出發點となつた大河内一男教授の社會政策論體系に對應しながら、すすめていくことにしたい。

一 社會政策の對象と主體への再檢討

I 大河内理論によるドイツ社會政策論の克服

大河内教授はドイツ社會政策論史に詳細な學說史的涉獵と批判的展望をこころみるとともに、マルクスの『資

本論』を手がかりとしながら、社會政策の「經濟理論」ないし「生産力説」とよばれる独自の構想をうち出した。⁽²⁾ その場合大河内理論が主として克服しようとしたドイツ的傳統理論とは、シュモラト、ヴァグナーなどによる講壇社會主義の「道義論」、アドラー、クローナー、ハイマンの社會民主主義的な「政治論」、ツヴィーディネック、アモン、ファン・デア・ポルトたちによる社會政策の「社會學」、という三潮流をもって代表された。大河内理論によれば、それら三潮流の社會政策本質把握には、社會政策を資本制經濟法則との必然的な結びつきでとらえていない共通の缺陷がふくまれていた。すなわち、社會政策は資本制經濟に外在的な道義的・政治的・超歴史的などの諸契機から説明され、その結果資本制近代國家の社會政策は一般に資本制經濟法則に對立する修

正原理として、少くとも資本の營利精神から超越的な中立的原理として、とらえられるにすぎなかった。これにたいして、社會政策の「經濟的必然性」、社會政策をうみ出す資本制經濟に内在的な要請こそが、あらたに解明されなければならないのであった。

ドイツ的傳統理論克服のために大河内理論が開拓した理論的武器は、第一に社會政策の對象規定の再吟味であった。大河内理論からみれば、これまでのドイツ社會政策論は政策對象をひとしく人間的・社會的な存在としての「勞働者」と理解していたために、たとえばその「あわれな勞働者」という側面に注目して、社會政策の道義論をみちびき出すか、社會的勢力をになう「闘う勞働者」に焦點をむけて、社會政策の政治論におちいるだけに止っていた。しかし、資本制經濟における勞働者の非人間性を道義的に非難することよりも前に、勞働者が自己の勞働力を商品化している客觀的事實を冷靜に把握することが必要であり、また組織された勞働者にしても資本にとっての一生産要素である勞働力が、一定の成熟した發展段階でとつた一つの存在形態にすぎないとみるべきであった。そこで、社會政策の對象を勞働者ではなく

て「勞働力」として規定しなおすならば、社會政策の本質もまた人道的とか政治的な要請の產物ではなくて、生産要素の確保と培養をはかろうとする資本の經濟内の要請から、すぐれて生産政策的に規定する道がひらかれるとみなされたのである。

大河内理論の構想した第二の理論的武器は、社會政策の主體規定にかんする考案であった。ドイツ的傳統理論は資本制經濟原理を修正し、超越するような「福利國家」や「中立國家」から、社會政策の主體を説明したために、社會政策の資本制經濟に内在的な政策意圖をも見失うことになったのにたいして、大河内理論は政策主體を資本制市民社會の意志の忠實な執行者として規定しようとした。その場合に政策主體をうごかす資本の意志とは、剩餘價値の吸収にたいする本能的欲望にとらわれて、勞働力の磨滅や損耗をかえりみない盲目的な「個別資本」そのものの意志ではなくて、資本制經濟の總體としての存立と發展のために、生産要素としての勞働力の長期的な再生産を維持しようとする「社會的總資本」の理性や合理的精神であると解釋されることになった。このような政策主體と政策對象の新構想にもとづいて、大

河内理論における社會政策の本質とは、ドイツ社會政策論史の通念とはことなつた「總資本」による「労働力の確保と培養」策として、資本制生産力を順當に維持しようとする經濟的必然性から基礎づけられることになつた。

II 政策対象としての労働力と労働者

戦後日本の社會政策本質論争は、まず大河内理論による政策対象の規定にどのような論議をうみ出したか。本質論争の主要テーマの一つは、第三節で紹介するごとく、社會政策の經濟的必然性か社會的必然性か、いいかえれば労働力保全か階級闘争か、資本制生産力維持か生産關係維持か、をめぐる争いであつた。これを當面の政策対象に即して表現しなせば、生産力のない手である客體的存在としての「労働力」と、生産關係を構成する主體的存在としての「労働者」との二重の契機を、いかに統一的に把握するかの問題に歸着した。大河内理論はこの兩者の關連を労働力概念で一元的に規定しようといひなし、組織化され階級的自覺をもつ労働者もまた、一定の發展段階に成熟した「闘う労働力」であると反駁し

た。しかし、労働力とはマルクスの本來の用語法からいへば、人間の身體のうちに存在する肉體的・精神的な労働能力の總括概念であり、そこには労働過程における労働者の作業意志や勤勞意欲のごとき主體的・心理的な能力をつつみうるとしても、「闘う労働力」の意味するとき階級的・社會的な意識まで包含しうる概念ではなかつた。批判者がごぞつて指摘した労働「者」的側面は、大河内理論のすぐれた所産である労働「力」的側面とともに、やはり社會政策の對象規定のうちに編入しなされねばならないであらう。

この課題にたいする解答は、十年餘の本質論争をへた現段階でも決して用意されてはいない。もつとも多産的な勞作に支えられたはずの岸本理論でさえも、一貫して「社會政策」の對象と「社會政策論」の對象とを精力的に混同しつづけてきたようである。おそらく社會政策そのものの對象規定として比較的明瞭な表現をとつたものは、平田理論⁴⁾や孝橋理論⁵⁾による「労働力」「労働者」の規定であらう。たしかに本質論争の經過を熟知している論者には、二面的な政策対象を不手際ながらもハイフンでつないだ功績を、この規定に見出しうるかもしれない。

けれども、かかる日常用語以前の「労働力」労働者の用語のうちには、「労働者」という言葉しか含まれていないかぎり、それだけでは労働者個人をこえた「労働者階級」を意味しているとはかぎらず、むしろこの手法にしたがうならば「労働力」労働者「労働者階級」と結合した方が、もっと論争を回避する言い逃れとして有効である、との常識的疑問さえ生じかねないであろう。この規定にとってより基本的な難點は、労働力と労働者を統一した政策対象Xが何であるかを一義的に規定しえず、まして兩者の綜合がなぜXであり、YやZでありえないか、の説明原理のごときはこれを全く缺いているところにある。

つぎに、隅谷理論や孝橋理論のごとく、労働力と労働者を統合した概念として「賃労働」とか、「賃金労働」とかの用語を持出すことはどうであろうか。なるほど「賃労働」とは、資本制生産関係を構成する賃金労働者を表現しうる歴史的概念であるとともに、資本制生産力をなう商品労働力を意味しうるものともみられる。けれども、隅谷理論ではまだ兩者の統一されたはずのXを、ただ賃労働という別の表現でよびなおすだけの論理

的基礎づけしかなされておらず、この論法でいけば各人が概念使用上の約束さえすれば、Xとは任意の他のレッテルをはりかえうるはずのものではなからうか。兩者の統一原理をもとめる残された課題にたいして、さらにここで「辯證法的統一」の慣用語を援用するにしても、對立物AとBの統一物Xとは、非A・非BであるとともにA・Bの綜合であること、また統一物はX以外にありえぬことが論證されぬかぎり、安易な合言葉だけにおわるであろう。おそらく労働力と労働者の辯證法的統一のためには、たとえばかつて高島善哉教授が社會政策本質論争にからんで、生産力と生産關係の統一のための論理的な中間項や媒介項の必要性をといいた問題提起に復歸し、史的唯物論やマルクス價值論の基本的分析から出發しなおすべきではなからうか。あるいは、これと同様の問題意識にみちびかれた遊部久藏教授の労働過程の二重性論とか、本質論争の初期の解説者白井佐敏氏による労働の二重性論とかも、参照に値するかもしれない。

本稿では、右の課題が未解決なままに、一應行論の都合上、政策対象の規定にさいして労働力と労働者の統合を示すレッテルとして、かりに賃労働という用語を借用

することにするが、それにとまなう難點の自覺を忘れて
いるのでは毛頭ない。

III 政策對象の擴大論

社會政策の對象をめぐる別の論争點は、賃労働者以外
の新舊中間層や低所得貧困諸階層にまで、政策對象を擴
大すべきか否かの問題である。これはまだ廣汎な論議を
ひきおこすまでにはいたっていないけれども、とくに木
村正身⁽⁹⁾、木村毅⁽¹⁰⁾兩教授が近年力説しはじめた論點であ
る。たしかに勤勞大衆以外の廣汎な中間層や貧困層は、
ドイツ講壇社會主義以來政策對象の一翼を形成していた
ばかりでなく、資本主義の全般的危機下でも全國民を對
象とする社會保障の擡頭がみられるかぎり、社會政策の
對象規定にも論理的な適應と擴張が要求されつつあるも
のといえよう。いいかえれば、その要求は資本主義の比
較的初期の發展段階や前期的諸要因の殘存する國民經濟
にのみ妥當するのではなく、むしろ現代資本主義の消長
とともに、オートメーションによる労働者・職員階層の
構成變化、いわゆる「大衆社會」論の存立基盤の成熟な
どにうながされて、やはり説得力をつよめていくともみ

なされるのではないか。このようなさいに、社會政策論
はいつまでも十九世紀的な傳統や通念にとらわれ、賃勞
働を主導的な政策對象とだけ考えていけばよいのか、あ
るいはかつて社會政策論の領域外に排除した國家扶助や
社會事業の適用對象を、積極的に社會政策の領域に編入
する理論的努力をばらうべきかの選擇は、公式的に抹殺
しえない課題としてこのこされるであろう。

IV 政策主體をめぐる諸論點

本質論争の過程で大河内理論の「總資本」への批判
は、森⁽¹¹⁾・岸本⁽¹²⁾・平田⁽¹³⁾・近藤の諸理論により、斷片的な形
で提出されたことは少くなかったが、それらの支配的な
傾向は總資本と個別資本の峻別を無用にしてあやまれる
ものと斷定し、これにかわる資本と労働の基本的な對抗
關係を、もっぱら強調することであった。しかし、總資
本と個別資本の對立關係なるもの以外に、いかに別個の
社會的對立關係を力説しても、それ自體では大河内理論
の考案した獨自の對立關係を全く否定しうるとはかぎら
ない。そればかりでなく、資本と労働との對抗關係は後
述のごとく大河内理論自身でさえ、資本主義の一定の發

展段階やそこにおける社會政策の特定形態について、その存在意義を承認しているのである。總資本論にたいする内在的な再検討は、矢島理論¹³と筆者¹⁴による批判がおそらく最も詳細なものであろう。ここでは、先學たちの問題提起を整理しそれに若干の視點を附加した私見を、要約的にくりかえすことにしよう。

總資本概念への疑問は、まず、政策主體を觀念的・抽象的・不可視的な擬制や理性からではなく、もっと現實的・可視的な國家權力の不在の手から、すなわち剩餘價値の増殖という本能的欲望にとらわれた「資本」の利害の代表者から、把握しなおすべきであるとの論點であった。また、社會政策をうごかす主體的意圖とは、超歴史的な悟性や合理的精神からではなく、資本制社會にのみ固有な資本の歴史的な魂から、解明されねばならぬということであった。つぎに、社會政策本質論はあくまでも政策主體の意圖や目的を出發點とすべきであつて、大河内理論が總資本の立場の具體的實施を辯護するさいに、しばしば政策の機能や効果と混同視した缺陷を指摘することであつた。さらに、政策主體とは總資本概念のごとく主として産業資本主義の成立段階に妥當性をもつにす

ぎぬ概念ではなく、資本主義のすべての發展段階にあてはまる歴史的な包括性をもつ概念から、説明されるべきであるということであつた。これらの疑問をつうじて、社會政策の主體規定への道は、現實的な個別資本家や資本家階級に對立する擬制的な總資本の想定をしりぞけることであり、政策主體の意圖をすぐれて資本制國家權力の歴史的社會的な擔當者の意圖から、剩餘價値の生産と實現をめざす資本そのものの立場から、規定しなおすことにほかならないと歸結したのであつた。

二 政策手段の限定と包括

I 大河内理論による社會政策の三形態

大河内理論によれば、前述の「總資本による労働力の確保と培養」という一般的な社會政策本質規定は、さらに個々の政策手段や資本主義の發展段階を考慮にいれて體系的に整備された。すなわち、資本制經濟が労働力にたいして持つ經濟的要請は、(一)労働力の調達と創出、(二)労働力の保全、(三)組織労働力の掌握、の三者から基本的に構成され、この三要請に對應して必然化する社會政策にも、三つの型が考えられることになつ

た。しかも、資本の再生産が労働力の再生産を、すなわち資本による労働力の需要過程、労働力の消費過程、労働者の生活過程の循環を前提としているかぎり、右の社會政策の三形態とは、資本制再生産の順當な繼續のために要請される各循環過程での労働力政策を、「論理的」に三つの構造へ整理したものであるとともに、第一の型から第三の型へすすむ順序は、ほぼ資本制社會政策の「歴史的」な發展序列をも表現しうるものと主張された。具體的には、第一の型は初期資本主義段階の浮浪人取締法、救貧法、徒弟條令などを包含し、第二の型は産業資本主義成立以後の労働者保護立法と社會保險立法、第三の型は大河内教授自身の時期的區分が混沌としているけれども、大體産業資本主義の成熟期から獨占資本主義の全般的危機期あたりにおける労働者組織法といわゆる解放立法に對應せしめられた。

かかる社會政策の三つの型をめぐる本質論争の諸論點に検討をすすめよう。第一の型に關連する論争は、この第二節でひきつづき取扱う。社會政策の第二の型については本稿の第三節があてられる。第三の型は、批判者たちの力説した階級闘争の必然性を、大河内理論も本質的

契機にとりいれているため、さほど論争の的にはなりえなかつたとみられるが、そこにともなう缺陷のうち、「闘う労働力」の誤謬についてはすでに第一節でのべたし、第三の型を歴史的發展序列で最後尾におくことの非現實性にかんしては、ここで一言するだけに止めたい。

II 飴と鞭の政策手段

初期資本主義段階の労働力政策を主たる歴史的例證とした第一の型の社會政策は、服部・近藤・岸本の諸理論により、本質論争の端初から攻撃をあびた。批判者たちによれば、初期資本主義下における貧民・徒弟・職人の諸條令は、あくまでも資本と労働の本源の蓄積を強行しようとする個別資本の「あらわな意圖」を、直接に代辯する「殘虐立法」であり、そこでは労働力の「略奪」はありえても、労働力の保全や労働條件の維持改善はありえなかつた。いいかえれば、近代社會政策とは産業革命期の「原生的労働關係」にたいする労働者階級の抗争を契機として、はじめて必然化されうるものであり、それは個別資本の「讓歩」や「犠牲」としての本質をもつものでなければならなかつた。したがって、産業革命以前

と以後の勞働力政策には本質的に「歴史的斷層」があり、これを無視して「飴」の政策手段と對立する「鞭」の手段まで社會政策概念に包括することは、勞働力保全策としての社會政策を「勞働力政策一般」へ不當に擴大解釋するものとみられた。また、大河内理論が本質論争の過程でその歴史的反證としてあげたファシズム下の社會政策も、同様の論理から社會政策概念より排除された。すなわち、ナチスの國民勞働規制法やドイツ勞働戦線に具體化されたごとき資本の獨裁的な勞働統制、勞働者の經營内のおよび超經營的な二重の隸屬化、勞働者の自主的組織の否定は、勞働力收奪の抑制緩和とか資本の讓歩という本質をもつべき社會政策ではなく、その「轉落形態」にすぎぬものとみなされたのである。

この批判を契機として本質論争の支配的傾向は、大河内理論への否定的態度が一般化したようであるが、同時に鞭の政策手段への再評價もまた、孝橋・矢島・佐野・角田⁽¹⁷⁾の諸理論により復活されるさざしがみえつつある。筆者も舊稿以來、社會政策の政策手段には飴と鞭の両面をつつむべきことを、斷片的ながら暗示してきた。これら的大河内理論への賛成派の見解では、社會政策とは最

初から勞働條件の維持改善策だけであるときめてかかる論據は何ら存在せず、むしろ産業革命以後に賃勞働への保護と解放の政策手段が廣汎化する段階でも、とくに勞働者組織にたいする社會政策には、つねに特定の争議行為の禁止や團結權の一部制限などがともない、そこには依然として保護と抑壓という資本の「二つの魂」がつきまとうとみられた。さらに、獨占資本主義段階やその全般的危機の時期では、勞働者階級の組織的・意識的成熟につれて、勞働運動の合法性の榨付けや制限的な鞭の政策手段が一そう整備されるとともに、ときにファシズムのごとき飴の政策手段の全面的剝奪も表面化しうるのであった。しかも、このいわゆる「轉落形態」がいかに非難されるべきことであっても、その政策手段自体は存立の危機に見舞われた資本制國家がとる賃勞働政策の一つのあらわれにすぎないものであった。

また、もしも社會政策を飴の政策手段にのみ限定しようとするならば、具體的な同一立法のうちに、社會政策的なものや社會政策ならざるものが混合する難點さえうまれねばならなかった。たとえば、十九世紀後半のドイツ營業條令が傳統的に、勞働者保護規定と勞働組合抑

歴規定をふくむかぎり、このドイツ工場法は一體社會政策立法か否かを、大河内理論批判者はどのように判定しうるのであるうか。あるいは、孝橋教授の岸本理論批判にさいしての適例をかりれば、日本の國家公務員法における團結權の承認は社會政策であっても、爭議權の否定は社會政策ではないとか、労働組合法や労働關係調整法における團結權、團體交渉權、爭議權、の一般的容認は社會政策とみられるが、そこにおける公益事業の爭議行為制限や緊急調整の規定は社會政策より排除すべきものとなるとか、いう歸結になやまねばならないのである。

岸本教授がその反批判のつもりでくりかえし援用するイギリス労働組合法の餉と鞭の對照表でも、労働組合法のうちたとえ一八二四年法は社會政策だが、一八二五年法は社會政策でなくなったり、一九〇六年法や一九一三年法は社會政策であっても、一九二七年法は社會政策ではない、とするような無理をおかさねばならなかったのである。

かくて、社會政策はその政策手段の見地からみるとき、餉と鞭の兩手段をつつんで理解した方が、産業資本主義や獨占資本主義のもとで社會改良的手段の前進する

時期についても、現實把握の妥當性が多いように思われる。ここから、初期資本主義やファシズム下の賃労働政策についても、たんに餉ならざる鞭の表面化という論法で、社會政策から排除することはゆるされなはずである。むしろ、資本制國家の社會政策は一般的に餉と鞭の兩極的手段をとらない、それが時に應じて保護的色彩のこい政策手段に力点をおいたり、收奪的手段をもって對處したりするとみるべきではなからうか。この場合、資本主義の發展段階をことにするにつれて、剩餘價値の生産と實現の經濟的存立條件が相違し、また労働者階級の成熟度に對應した政治的存立條件がことなるから、社會政策も資本主義の各發展段階ごとに餉と鞭のいずれの政策手段に重點がおかれるかを、ある程度段階論的に普遍化することはできよう。また、資本主義の各發展段階の内でも、歴史的時點や國民經濟をことにすれば、資本の競争條件や景氣循環の如何によつても、特定時期の各國資本主義の經濟的・政治的な存立條件は變化する。そのさいにとられる個別的な社會政策立法が、餉と鞭のいずれの政策手段にかたむくかを決定するものは、やはり右の存立條件の難易であり、餉と鞭のどちらの手段が資

本制生産力と生産關係の維持にとって、經濟的に安價であり、政治的に安泰であるか、を資本制國家が選擇するのではなからうか。

III 資本の流通過程にかんする政策手段

社會政策の政策手段を労働條件の維持改善策や階級闘争への讓歩策に限定する論者たちには、「飴と鞭」の視點とはことなる別の視角からも反省をくわえるとき、とくに資本の流通過程をめぐる政策手段を、社會政策概念につつまむことができない限界がある。マルクスによる資本の循環過程の範式 $G-W \xrightarrow{A} P_m \dots P \dots W'-G$ を前提にしていえば、 $G-W$ および $W'-G$ における資本の姿態變換を媒介すべき社會政策的手段、すなわち労働力の需給調節のための労働市場政策、購買力補給政策や完全雇用政策などがそれである。より具體的にいえば、前記の初期資本主義下の労働力調達政策、ファシズム下の労働力動員・配置政策も、まさしく資本の流通過程に對應する労働市場政策であつた。また、産業資本主義段階や獨占資本主義段階における職業紹介制度、職業輔導制度、失業對策事業、完全雇用政策のごとき政策手段は、景氣變動

の波に應じつつ、不況期には労働力の需要増大と供給減少による労働市場の組織化をめざすとともに、好況期にはとくに職業紹介制度をつうじて資本にたいする労働力の調達と動員をはかる役割をはたしており、したがって資本の流通過程と總循環の維持に關連をもつ社會政策は、労働者階級の抗争にうながされると否とを問わず、廣大な活動領域をもちつづけてきた。そればかりでなく、この社會政策的手段こそは、資本主義の全般的危機の到來とともに、いよいよ現代的意義を増大しつつあるものにはかならない。しかるにかかる政策手段は、社會政策を飴の手段と階級闘争の産物だけから説明する立場には包括しえないものであり、現に岸本理論による資本制國家の讓歩策の分類表でも、たとえば當面の問題となる「失業救済土木事業」なるものが、「社會政策」の分類と「社會事業」の分類の外部に、「その他」という項目のもとでかろうじて名稱をとどめているだけなのである。

この點をもっと一般的に、大河内理論批判者たちの支配的な「政策手段」の定義や「手段目的」の定義に即していおう。本質論争の現段階における社會政策の主要な

手段規定をひろい出せば、たとえばそれは「資本家階級が護歩的に労働者階級にあたる労働力価値の一部分ないしその補填」(森理論)とか、「國家による労働力の価値の部分的な補償措置の體系」(平田理論)であり、あるいは「資本による労働力の価値収奪に對する抑制緩和策」(岸本理論)、ないし「労働力の価値以下への壓下」や「労働力収奪の緩和抑制策」(服部理論)であるといふごとき定義をつうじて、かなり共通の歸結に到達しつつあるとみられる。ところで、これらの手段規定は、価値法則と剩餘價值法則に内在する労働力価値對剩餘價值の對抗關係から、労働力価値の不貫徹をとき、すすんで資本制蓄積の一般法則と窮乏化法則から、労働力の価値以下への収奪をとく理論に支えられている。それは資本の生産過程にかんする經濟法則の所産にもとづいて、社會政策の手段規定を理論化したものであるとともに、直接生産過程の抽象的法則性の産物だから、具體的な社會政策の全政策手段を律しつくそうとするころみにはかならない。そこでは、 $G-W \dots P \dots W-G$ の範式のうち、資本の生産過程 ρ に基因する必然性のみが考察され、資本の流通過程 $G-W \dots W-G$ からの影響が除外視され

ている。もとより、社會政策論の基礎にある理論的武器が、剩餘價值法則から資本制蓄積の一般法則にまで上向すれば、經濟理論的にはそこに連續的な資本の再生産の要因が導入されるとしても、資本の再生産過程 $G-W \dots P \dots W-G \dots W \dots P \dots W-G$ において、資本蓄積論が説明しうる現實接近の次元は流通過程 $W-G-W$ を捨象した直接的再生産過程 $P \dots \rho$ にすぎないから、問題は少しもかわらない。したがって、直接的な生産過程や再生産過程の經濟的法則性から抽出された前記のような社會政策の手段規定が、主として生産過程における労働條件の維持改善策の定義的言いなおしにとどまっていたのも當然であった。これらの大河内理論批判者の手段規定が、マルクス『資本論』第一巻におけるイギリス工場法史の叙述を、導きの星としていたのも偶然ではなかった。マルクスの工場法論だけを主軸として體系化された社會政策論は、たんに直接生産過程にかかわる労働條件の維持改善手段をつつみうるにすぎず、それはせいぜい労働組合法、最低賃金制、社會保險立法のごとき労働條件へ直接・間接の影響をおよぼしうる餉の手段にも、ある程度擴張適用しうるかもしれぬにしても、すでに指摘

した鞭の手段や資本の流通過程から必然化される政策形態には、少くとも目をおおわねばならなかったのである。

IV 資本の總循環と社會政策手段の包括

社會政策の名のもとに、労働條件の維持改善策をこえた資本の總過程をめぐる政策手段を包括的に考えるか、または社會政策を飴の手段に限定して、それをこえる鞭の手段などは「労働政策」という獨特の用語でとらえるかのあらそいは、あるいは各人による概念使用上の約束の相違であり、たんなるモットーのあらそいであると思われるかもしれない。しかしその對立は、やはり社會政策手段を十九世紀的な傳統と通念だけでいつまでも理解するのか、それとも二十世紀の現代資本主義における社會政策手段の變容や新動向をふまえ、その認識から資本主義の成立期にも回顧的な反省と再規定をこころみるのかの對立であり、それはスローガンの闘いばかりではなく、どちらが社會政策とよばれる政策諸現象を把握する可能性と現實的な妥當性が大きいかの闘いである。筆者としては社會政策の手段規定が、資本の生産過程と流通

過程のあらゆる局面に關連して必然化する政策手段を、しかも飴と鞭の兩極的手段にわたって、すべて包含しうるものでなければならぬと主張してきた。

その場合、資本が總過程を維持するために、なぜ各種の社會政策を要請するかという經濟的必然性の説明は、つぎの第三節の叙述をまたねばならないが、ここではさしあたり政策手段の包括範圍を確認する必要上、資本の各循環局面と社會政策手段との對應關係だけは例示しておかねばなるまい。そこで、資本の範式 $G-W \begin{matrix} P \\ A \\ P \end{matrix} \dots P \dots M \dots$ における各循環過程に、社會政策の諸形態をあてはめていえば、きわめて不完全ながらも飴の手段としては、 $G-W$ の流通過程について労働市場政策、最低賃金制、労働者組織政策が對應し、 M の生産過程では工場法、經營代表制、労働者組織政策などが、また $M \dots P$ の流通過程では完全雇用、最低賃金制、労働者組織政策、社會保險、社會保障が位置づけられるであらうし、鞭の手段もまた、右のうちでとくに労働市場、労働者組織、労働條件などの諸政策形態には、時に應じて介入しうるであらう。では、これら資本の總循環過程のそれぞれの局面に關連をもつ各種の政策手段や政策形態を包括

して、どのようにして一義的な政策手段や手段目的の規定に迫ることができるであろうか。

この課題については、資本の再生産過程に對應して賃労働の再生産を思考する隅谷・孝橋理論が、一つの解答を暗示しているように思われるし、山中篤太郎教授による「労働の再生産循環」や「資本制賃労働循環」の分析視角⁽¹⁸⁾も、ほぼ右に類似する立場であろう。ここから引出される社會政策の手段規定は、「賃労働の再生産確保」というような表現である。その場合、賃労働とは既述のごとく賃労働力と賃労働關係を一應統合したものと前提するかがり、賃労働の再生産確保とは社會政策による生産力維持と生産關係維持の兩視點をつつみうるものである。またこの表現は、とくに孝橋理論がすぐれた解釋をくわえたように、たんに賃労働力と賃労働關係を確保すべき餘の手段を意味するばかりでなく、近代的勞資關係を抑壓手段によって安定化するための鞭の手段をも包含しうる。また、右の表現には労働者組織への抑壓手段のほかに、ファシズムや初期資本主義下の鞭の手段、たとえば労働力の強權的な調達と動員、勞資關係の身分的再編、剩餘勞働吸收のための經濟外的強制による労働條

件の固定化などの手段も、つつまれないわけではなからう。

ただし、賃労働の再生産という表現は、ややもすれば資本の再生産の一契機としてではなく、その外部にある獨目的な賃労働の再生産を考える思考につらなるし、また賃労働それ自體の再生産を労働者の自主的組織が推進しようとの觀點から、労働の論理のうちに資本制社會の發展法則をよみとらうとする思考にもおちいり、資本制社會の運動法則と資本制國家の政策意圖における資本の論理の支配を、見失うおそれもふくまれている。これらの疑義や、前記の政策對象規定の缺陷を克服した上で、筆者の積極的な手段規定も再構想することにした。

三 政策目的の經濟的規定と社會的規定

I 労働力保全をめぐる諸論點

大河内理論による社會政策の第二の型である労働力保全策は、本質論争の核心的な係争點となった。すなわち、産業革命以後の労働條件の維持改善策をうみ出した政策目的や政策意圖は、上からの總資本による労働力保全か、下からの階級闘争にたいする讓歩であるか、經濟

的必然性と社會的必然性のいずれであるか、社會政策の生産力説と生産關係説のどちらが妥當性をもつか、のはげしい批判と反批判の應酬がこれである。かかる係争點をめぐる本質論争の主要な登場者の解釋は、およそつぎの三派に分類することができよう。

第一は大河内理論に代表される經濟的必然性一元論であり、そこには隅谷理論や舊岸本理論も編入されよう。

この立場によれば、勞働力保全策は依然として合理的な總資本の立場から、盲目的な個別資本へ制約をくわえるところに、その成立の經濟的必然性があり、勞働者階級の抗争は他の經濟外的な諸契機、たとえば人道主義的・軍事的・社會衛生的・宗教的などの諸契機とならんで、政策本質の外部にある任意的な實現の一契機とみなされた。なおここには、經濟的必然性という本質だけでは社會政策の「抽象的可能性」を意味するにすぎず、階級闘争はその實現のための不可缺の契機であると力説する批判的立場もふくまれよう。

第二は風早理論¹⁹⁾、舊服部理論、舊近藤理論や孝橋理論による經濟的・社會的必然性二元論である。これらの見解では、社會政策の本質の一面として勞働力保全を評價

するとともに、政策本質の他の一面として階級闘争の要因を重視した。すなわち、政策本質は經濟的必然性と社會的必然性、生産力維持的視點と生産關係維持的視點、という「二重の鍵」の統一として理解された。なおこのほかに、自説をいわゆる「經濟的・社會的必然性」の統合論であると自稱する論者が少くないが、後述のごとくそれらは本質論争の本來の用語法からいえば、當面の二元論の範疇に入らない牽強附會である。

第三は本質論争の進行とともに支配的となったかみえる社會的必然性一元論である。この立場では上からの經濟的必然性が全面的に否定され、もっぱら下からの階級闘争の産物という本質が強調された。いいかえれば、大河内教授の考案した總資本と個別資本の對抗關係は廢棄され、基本的な資本と勞働との對抗關係のみが登場することになった。その場合、森・岸本・平田理論や新近藤・新服部理論のごとく、階級闘争の必然性をマルクスの剩餘價值法則、資本制蓄積の一般法則、窮乏化法則から基礎づけ、勞働力の價值貫徹闘争や勞働力の價值收奪緩和闘争を主軸として、階級闘争を「經濟主義的」に与らえるグループと、西村²⁰⁾・黒川²¹⁾・平理論²²⁾のように、資本

制國家權力をめぐる政治闘争や資本制賃労働そのものの廢止闘争を重視しつつ、社會政策の「政治主義的」な本質理解をこころざすグループとの間には、かなりニュアンスの差がふくまれている。

II 經濟的必然性一元論への再評價

これらの諸見解にたいする私見にうつろう。まず經濟的必然性一元論から出發すれば、大河内理論が構想した總資本概念は、やはり前述のごとく全面的に否定されるべきであり、社會政策の意圖や目的は剩餘價值の増殖をめざす現實的な資本の魂から説明されねばならないであろう。しかし、總資本概念をしりぞけることは、ただちに労働者階級の抗争にのみ、社會政策の必然性をもとめることになるであろうか。資本が剩餘價值の生産と實現のために、社會政策を自發的な經濟的利害より要請することは全然ないであろうか。總資本概念がいかに克服されるべきものであっても、それと一語に社會政策の生産力説まで一切すてさる批判者の支配的傾向は、なお再考の餘地をのこしているようであり、いま一度本質論争の出発点にもどって、はたして剩餘價值の吸收本能にとらわ

れた資本は社會政策をつねにいやいや闘いとられるだけであるか、が問いなおされる必要がある。

社會政策の生産力説の再評價にとって、比較的了解をえやすい問題點は、第一に資本の流通過程を圓滑に維持しようとする經濟的必然性である。すでにその存在意義を強調してきた初期資本主義段階やファンズム下の労働力調達・動員政策、あるいは産業資本主義および獨占資本主義段階の労働力需給調整策、さらに全般的危機下の購買力補給政策や完全雇用政策などは、*Q-M*と*M-Q*とにおける資本の姿態變換の二過程を、合理的に媒介し、あるいは強權的に確保しようとする政策目的をもっている。それらは階級闘争がなければ資本制國家が意圖しないようなものではなく、資本が總循環を維持しようとする自發的意圖から、經濟的必然性になって登場したものであるのではないか。とくに體制的危機を自覺した現代資本主義がかかる意味での社會政策と經濟政策を不可缺に要請しつつあるという認識は、日本的社會政策學派をのぞくすべての經濟學派にとって異議の少ないところであろう。もとより、資本の總循環維持という政策目的から出た政策手段が、そのまま所期の政策効果をあげうるとは保證

しえないけれども、社會政策本質論とは政策目的論のほかに政策効果論までつづむものでないかぎり、効果論を基礎にした反駁によつても右の認識はくつがえらないはずである。

つぎに、社會政策の第二の經濟的必然性として、資本の總過程における競争の要因も、しばしば指摘されるところである。資本一般の範式 $G-W \dots P \dots W'-G$ は個別資本の生産と流通の諸過程を説明したが、こうした個別資本の諸過程は、社會的總資本の總過程では諸資本間の相互運關係に制約されることになり、この總過程における諸資本の競争と對立が、とくに社會政策かららんで具體的にいかえれば、大資本と中小資本、先進的資本と後進的資本との對立が、社會政策の成立と普及を促進することもありうる。すなわち、賃労働の搾取條件の平等な制限をつうじて、資本相互間の競争條件を平等化しようとする先進的資本の政策意圖は、マルクスさえもイギリス工場法史上の實例から確認しており、またこの政策意圖はとくに先進國により國際社會政策が提唱される史實からも例證されつつある。かくて資本の總過程での競争が、資本の各循環過程に對應する各種の政策手段を

經濟的に必然化しうることも、周知のところではなからうか。

最大の難關は、社會政策と資本の生産過程との關連であり、筆者の舊稿では、生産過程からの經濟的必然性のみは否定される始末になった。しかし、社會政策の資本制的本質をもとめるさいに、少くとも資本主義に基本的な生産過程の經濟的法則性から、ならん社會政策が要請される必然性がないといふとき私見は、資本のあらゆる循環過程からの經濟的必然性をすべて否定する大多數の大河内理論批判者と同様に、再検討を要するように思われた。さきに、大河内理論批判者はたんに直接生産過程の經濟法則からの所産によつて政策手段を規定したといふ疑問をのべたが、それは資本の生産過程そのものからの社會政策の經濟的必然性を直接にとらえたことを意味するのではなく、彼らは生産過程の法則性に基因する階級闘争を媒介にして、社會政策の「非經濟的」な必然性をみちびき出しただけなのであり、いかえれば生産過程を維持する資本の經濟的利害からではなくて、資本の論理に對抗する労働の論理から、資本のためにならぬ社會政策が「社會的」に必然化されることを解明した

にすぎなかった。これにたいして、資本の生産過程からの経済的必然性とは、社会的な階級闘争の契機を中間項にしないで、直接に生産過程と社会政策とを結合する生産力説のみが構想しえたものであった。しかも、生産力説は大河内理論の總資本概念のフィクションに、必ずたよらねばならぬわけではない。西ドイツ社会政策論史上においても、労働条件の維持改善が労働の生産性と能率をたかめ、また資本の生産力を技術的・組織的に高度化するという主張は、古典的なブレンターノ以来現代のヴェーディングにいたるまでくりかえされている。東ドイツの現代マルクス経済學派によっても、資本が絶対的剰餘價値の生産方法より相対的剰餘價値のそれへ移行する経済的必然性から、労働者保護政策をきそづけるクチンスキーやビュルターが存在する。また、各国工場法成立史を回顧してみれば、十九世紀前半の絶対的剰餘價値生産の支配的な時期には、工場法の非生産性を強調する非開明的工場主が大勢をしめるにしても、同時にオーエンのごとき労働者保護の生産性をとく開明的工場主も、すでに出現しはじめているし、やがて十九世紀後半の相対的剰餘價値生産の普及にともなつて、工場法の長期的経

験がもたらす資本制生産力の飛躍的な發展は、マルクスも言及するように工場主たちの廣汎な生産力説的認識をよびおこしていくとみなされよう。

かかる學說史的反省や歴史の例證は、今後本格的に精密化される必要はのこされているけれども、右の漠然たる基本線だけからみても、生産力説は弊履のごとくすて去られるべき誤謬の代名詞ではないように思われる。たしかに、大河内理論のいう労働力の保全や培養の必然性は、實際上本源の蓄積の不徹底な國では労働力供給源の未開拓な關係上、政策主體の意圖にはやく反映しがちであるが、産業豫備軍を累進的に生産する資本制蓄積法則のつよく支配しうる國では、あるいは労働力の量的調達の必然性を意識させることが少いかもしれない。しかし、少くとも生産過程の質的高度化と剰餘價値生産の集約化のために、労働の生産性と強度の積極的向上をはかろうとする資本の経済的必然性は、たとえブレンターノもみとめるごとく労働条件改善の長期的・持續的な經驗をへた上で認識されうるにせよ、やはり資本制社会政策の主體的意圖をうごかす可能性をもっているのではなからうか。

III 社會的必然性一元論の検討

社會政策の本質を階級闘争一本槍で規定する現段階の支配的傾向は、既述によれば政策手段の包括性を缺く眼界と、政策目的の經濟的規定の無視という限界をもつていた。しかし、これは階級闘争論の全面的な不毛性を意味するのではなく、産業資本主義より現代資本主義にいたるまで展開されつつある労働條件の維持改善策には、依然として妥當性をもつ一面がのこされている。すなわち、労働條件の維持改善策、たとえば労働時間の保護は労働の生産性と強度を一定とするかぎり、剩餘價値の相對的・絶對的な減少にみちびくし、賃金の保護にしても同様である。そのほかの労働者の生活條件の保護策も、直接間接に労働者の収入改善と資本への費用負擔を形成していくから、したがっていわゆる餉の政策手段は、資本にとって「産業負擔」としての作用をもちうる。これは社會政策を資本制生産力へのマイナスとみる理解につながるかぎり、前記の生産力説への肯定的理解とどのようにならざるに適應せしめられるであろうか。

おそらく特定の社會政策立法による産業負擔が、もし

資本の計算合理性からみて、社會政策のもたらす労働の生産性と強度の増大により、相殺されてあまりあると判断されうる条件下では、社會政策の經濟的必然性が政策主體の意圖で主導的地位をしめることになる。逆に、たとえば産業資本主義の確立期で産業負擔のもつ生産性が經驗的に確認されえない場合とか、産業資本の經濟的・政治的な存立條件が不安定で産業負擔の物質的基礎が不足している場合には、資本は長期的な視野から社會改良の生産性を期待するよりも、目前の競争條件や商品實現條件を注視して、産業負擔の非生産性を非難することになる。このさいに、非開明的な資本の計算的合理性をこえた社會改良を資本に容認させることも、とくに十九世紀前半の各國工場法史などで事實上存在したのであり、ここでは労働條件の改善とか、賃労働制度の廢止をめざす階級闘争こそが、本質的な成立契機をなしたとみなされる。すなわち、一般に生産力の犠牲をつうじて究極における生産關係の維持をはかる資本の政策意圖をよびますものは、労働者階級の抗争にほかならない。

かかる社會政策の社會的必然性は、獨占資本主義段階以後になれば労働者階級の組織的・意識的な成長により

一その重要性をくわえ、資本の計算合理性をふみこえた社會改良、ハイマンの表現する「經濟過程の社會政策的變更」が、「制度的に沈澱」していく可能性をまずとみられる。それとともに、既述のように社會政策の經濟的必然性もまた、獨占資本主義の成熟にもなつて別個の妥當領域をひろめていく。かくして、社會政策の目的や意圖をもつとも包括的に規定するとすれば、資本の生産力説とともに生産關係説が、車の兩輪のごとく政策本質を解明しうる鍵となるであろう。もとより、個々の社會政策立法の成立過程では、資本主義の發展段階や經濟的・政治的存立條件の如何に應じて、資本の生産力維持的な意圖と生産關係維持的な意圖のどちらが、政策主體をうごかすかのウエイトもことなつたり、あるいはその兩者が政策意圖に反映したりすることもあろうが、社會政策目的の一義的な規定としては、資本制生産力と生産關係の維持、すなわち資本制「生産様式」の維持につながるものと普遍化することがゆるされよう。

IV 經濟的・社會的必然性統合論への道
本質論争における社會政策の經濟的必然性と社會的必

然性とは、右のように理解するときにはじめて兩者の統合を語りうる。この統合論は、かつて論争勃發期に風早・舊服部・舊近藤理論により提起され、その後孝橋理論をのぞいてはほとんど忘れ去られたかにみえる。現段階の本質論争においては、本來の用語法では、社會的必然性とよばれた一面のみが、力説される傾向がつよいけれども、同時に階級闘争萬能論者は「經濟的」とか「社會的」な必然性という表現に、別個の意味内容を附與することによって、自説が經濟的・社會的必然性の統合論であるかのごとく主張しはじめている。かかる異説は、たんに本質論争の慣用句にたいする誤解であるばかりでなく、社會政策の一元的必然性論にすぎぬ自説の正體を隠蔽する結果、眞の二重本質統合論の所在を見失わせるおそれがある。

たとえば、森理論では「剩餘價值對勞働力の價值」という「價值關係」の對立のうちに、經濟的なものと社會的なものとが内在的に統一されているから、その對立關係に基因する「勞働力の價值貫徹闘争」にたいして、資本家階級があたえる「讓歩」や「妥協」として社會政策の本質を規定することは、それ自體社會政策の「經濟

的・社會的必然性」の解明になるといわれる。これは社會政策を必然化する階級闘争には、直接生産過程における「價值關係」の抽象的な對立から、總過程における具體的な「階級關係」の對立までがふくまれること、したがって階級闘争とは經濟的であるとともに社會的であることを意味するだけである。そこから、經濟的・社會的な階級闘争によって必然化される社會政策もまた、經濟的・社會的本質の統合であると歸結することは、そもそも本質論争で「經濟的」とか「社會的」な必然性があらそわれた意味を忘却した獨斷である。剩餘價值對勞働力の價值の對立關係とは、資本制生産關係を表現しうるだけであり、その階級對抗關係からの産物が社會政策の本質であるともみるかぎり、ここには本來の「經濟的必然性」や生産力説的視點を全く除外視した「社會的必然性」のみが見出されるにすぎない。かかる森理論をそのまま繼承する平田理論については、くりかえし批評をくわえる必要もあるまい。

つぎに、岸本理論は社會政策本質の經濟的規定と社會的規定の兩者を、初期には「抽象的可能性」と「實現の契機」として位置づけ、これを放棄してから以後も經濟

的な「本質」と階級闘争の「必然性」とを區分していたが、現在では政策本質の「經濟的契機」と「政治的」社會的契機との統合論に到達している。その社會的契機とは「勞資の階級關係の安定を通じて産業平和を確保・維持するために」という政策目的で表現され、經濟的契機とは「資本による勞働力の價值收奪に對する抑制緩和策」という政策手段や手段目的から規定される。しかし、本質規定の社會的・經濟的な二契機とは、その一方が「政策目的」で他方が「政策手段」であったり、せいぜい一方が資本制國家政策の「究極目的」とみられるのに對して、他方が特定政策の「手段目的」であったりするのでは、異質的なものを同一次元で統合しようとする無理がないであろうか。また、それはたしかに一方が「政治的・社會的」目的で他方が「經濟的」手段であるにしても、眞の意味での社會的本質と經濟的本質との統一規定とは、もし目的規定で一貫するならば一義的に定義された目的それ自體が社會的・經濟的な統一規定でなければならぬし、手段規定でいくならばやはりそれも二重の契機を内包する統一物であるべきであろう。

しかるに、岸本理論による政策目的の規定は階級闘争

の緩和という社會的・政治的目的をふくむのみであり、經濟的目的は直接にもりこまれていない。それは本質論争で「社會的必然性」とか「政治的必然性」とよばれた生産關係説の視點に立つにすぎず、正確には生産力説の視點を意味する「經濟的必然性」などは脱落したままである。なるほど、労働力の價值收奪の抑制緩和という他の契機は、マルクスの窮乏化法則から歸結された「經濟的」な手段規定ではあるが、この經濟法則の理論的武器はただちに社會政策そのものの經濟的必然性を導出してはいない。なぜなら、窮乏化法則が必然化させるものは階級闘争であるにすぎず、この階級闘争という社會的必然性を必ず媒介しなければ、社會政策は基礎づけられないからである。岸本理論では社會政策と經濟法則との間には「社會的」な階級闘争の介入が不可欠であり、「經濟的」な法則性から無媒介的に、すなわち「社會的」な中間項を排除しても、經濟的な必然性さえ存在すれば、社會政策が直接に導出されうるといふ論理が、全く缺かしているのである。

かくて、社會政策の經濟的・社會的必然性の統合論は、本質論争初期の開拓者や現段階の孝橋理論以外に

は、正しい理論的進路を志向したものが少いといえよう。本来の意味における統合論とは、本稿で各節ごとに指摘してきたように、まず政策對象規定それ自體が、資本制生産力と生産關係のない手を統一的に把握したものでなければならず、ついで政策手段規定も、資本の總循環過程に對應する賃労働力と賃労働關係の二重的な再生産過程の全局面にわたって、資本制生産様式の維持に關連をもつすべての政策諸形態を包括しうるときものであるとともに、さらにかかる政策手段を必然化する政策目的もまた、やはり生産力説と生産關係説の主張する二契機を綜合しうるものでなければならなかつた。このように生産力説を部分的に再評價しようとする本稿はおそらく、「自己」のひとたび到達した社會政策の本質規定から外れるものは、ことごとく社會政策ではないとして一蹴して顧みない理論的狹隘性」をもつ論者たちからは、本質論争の進展方向に逆行する無理解との罵倒をうけるにちがいないが、本質論争の現段階の所産に安住しえぬものは必ずや筆者のみではないであらう。最後に、平素より直接間接の御教示をうけた先學にたいして妄評をくわえた非禮を御宥願う次第である。

- (1) 大河内一男『獨逸社會政策思想史』一九三六年。同『社會政策の基本問題』一九四一年。
- (2) 大河内一男、前掲『基本問題』。同『社會政策總論』新訂版一九五二年。同『社會政策原理』一九五一年。同『社會政策的經濟理論』一九五二年、など。
- (3) 岸本英太郎『社會政策論序説』一九四九年。同『社會政策論の根本問題』一九五〇年。同『社會政策論』一九五二年。同『窮乏化法則と社會政策』一九五五年。同『労働問題の理論的諸問題』一九五九年、など。本稿で岸本理論を新舊兩説に分ける場合には、『序説』以前を舊説、『根本問題』以後を一應新説とする。嚴密には、この新説も部分的な變説に應じて幾段階かに分けられよう。
- (4) 平田富太郎『社會政策論研究』一九五三年。
- (5) 孝橋正一『社會政策の課題』新訂版一九五六年。同『社會政策理論の反省と批判』(社會問題研究、第七卷第一號)。
- (6) 隅谷三喜男『賃労働の理論について』(經濟學論集、第三卷第一號)。
- (7) 高島善哉『生産力の構造』(經濟評論、一九四九年八月號)。同『生産力理論の課題』(一橋論叢、一九四九年八月號)。
- (8) 白井佐敏『労働力保護・労働運動史』(大阪商大經濟研究所『社會科學文獻解説』Ⅲ、一九四九年)。
- (9) 木村正身『社會福祉本質論の問題點』一一二(香川大學經濟論叢、一九五八年五月・七月號)。
- (10) 木村毅『社會政策學の基本的諸問題』一一三(西南學院大學商學論集、第四卷第二・三號、第五卷第一號、第五卷第三號)、同『社會政策と自營業者』(同上誌、第六卷第一・二號)。
- (11) 森耕二郎『社會政策要論』増訂版、一九五一年。
- (12) 近藤文二『社會政策概説』一九四九年。同『社會保障』一九四八年。同『社會保障』一九五二年。本稿で近藤理論に新舊兩説を分けるときは、前二者が舊説、末尾の勞作が新説をのべたものとみなす。
- (13) 矢島悦太郎『社會政策の本質について』(經商論叢、一九五〇年一月號)。同『社會政策の類型について』(同上誌、一九五一年一月號、一九五二年一月號、一九五四年二月號)。同『社會政策本質論』(社會政策學會編『産業合理化と労働問題』一九五六年)。
- (14) 拙稿『社會政策の主體と總資本の立場』(一橋論叢、一九五五年七月號)。同『労働者保護の本質をめぐる覺書』(一橋大學創立八十周年記念論集、上卷、一九五五年)。
- (15) 服部英太郎『社會政策の生産力説への一批判』(經濟評論、一九四九年二・三・四月號)。同『賃銀政策論の史的展開』一九四八年。同『ドイツ社會政策論史』上卷、一九四九年。同『社會政策(各國)』(岩波『經濟學小辭典』一九五一年、増訂版一九五六年)。同『社會政策』(東洋經濟『經濟學大辭典』Ⅱ、一九五五年)。同『社會政策理論と窮乏化法則』(經濟研究、一九五六年四月號)。本稿で服部理論の新舊兩説を區別するときには、末尾の二論稿が新

(217) 社會政策本質論争の現段階

- 説に相當する。
- (16) 佐野稔『社會政策理論と労働問題研究』(東北大學研究年報『經濟學』四四、一九五七年)。
 - (17) 角田豊『社會政策の本質考察のための序説』(静岡大學『社會科學』第一號)。
 - (18) 山中篤太郎『日本労働の構造的展開』(經濟研究、一九五一年一〇月號)。
 - (19) 風早八十二『日本社會政策史』一九三七年、新版一九四七年。同『労働の理論と政策』一九三八年。同『日本社

- 會政策の理論』一九四九年。
- (20) 西村裕通『社會政策と労働問題』一九五五年。
 - (21) 黒川俊雄『社會政策論の前進のために』(經濟評論、一九五一年五月號)。
 - (22) 平實『社會政策と階級闘争』(大阪商大經濟研究所『社會科學文獻解説』VI、一九五〇年)。
 - (23) 拙稿『プロイセン初期工場法成立史論』(井藤半彌博士記念論文集『社會政策の基本問題』一九六〇年)。
- (一橋大學助教授)